

「京の丹比の家」考

川口常孝

「京の丹比の家」は、家持の在越中時代の作品のなかに、次のような形であらわれる。

京の丹比の家に贈る一首

妹を見ず越の国辺に年経ればわが情神こころの和ぐる日もなし（卷十九、四一七三）

（無題）

東風を疾み奈呉の浦廻に寄する波いや千重しきに恋ひ渡るかも（同、四二二三）

右の一首は、京の丹比の家に贈れり。

この「家」がいかなる家であるかを考察する場合、一種厄介なことになるのは、これらの歌に「妹」が登場するかである。後の歌には「妹」の文字は見えないが、「恋ひ渡る」対象が妹であることは明らかであり、その妹が誰であるかということが、「家」の解明にからんで来るのである。逆の見方をすれば、妹が誰であるかの究明が、「家」がいかなる家であるかの解明に役立つともいえそうであるが、実状は伴家の幾人かの女性の名があがっているだけで、これという決め手には働かない。以下に「丹比の家」（かく略称する）について発言された旧來說を掲げてみる。

a 「丹比家 丹比氏乃人の家也」^{注1}

b 「下ノ二十七葉（卷十九、四二二三左注）ニモ、右一首贈京丹比家トアリ。田村大嬢ナトカ丹比氏ノ妻トナレル歟」^{注2}

c 「丹比家は、此下に多治比真人土作、鷹主などいふ人見えたり、其等の人の家ならむ……妹は、丹比氏にて、一類の女なるべし」^{注3}

d 「案ずるに奈良に丹比といふ処なければ丹比は氏なり。さて丹比氏を丹比家と書けるは橘氏を橘家と書けると

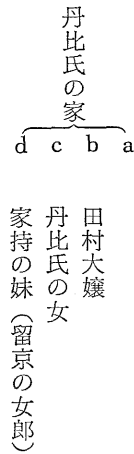
同例なり。おそらくは家持の妹が其家に嫁したりして下に留京之女郎とあるがそれなるべし^{注4}。

e 「これ(巻十九、四一七三・同、四一八四・同、四一九七・四一九八)で見ると、この丹比の家は佐保の家とは別に在ったもので、而も京または京の付近にあったことは確かである。男子は兎も角女子にあっては必ず生母の監督の許にゐたのであるから留女女郎——留女といふのは旅人卿が晩年の子であったから打止の積りで付けた字であらう。——もさうであったに違ひない。さうするとこの丹比の家と西の宅とがどうしても一つのものらしく、丹比といふ奈良付近の地名を今の所致へ得ずにゐるが、これが解れば同時に西宅の位置も分明するのではなからうか。伏見西大寺付近、菅原或は平松、あやめヶ池付近を私は想像するのであるが、丹比が古い地名であるか、それとも母が丹比氏であったか、今の処決しかねる^{注5}」。

これらの諸説に対して付随的に提言されたものは、次下に述べることにして、まず基本的ともいうべき右のものを要約すると、次のようになる。

「丹比の家」

「妹」



丹比という地
にあつた家
か、それとも
母の氏名か

e

家持の妹(留女と
いう名の女性)

このうち、aは、「妹」についての見解が示されていないから、爾後の問題の発展にはあまりかかわりがない。したがって、検討は、bとeについてなされることになる。

さて、森本健吉氏は、dに賛意を表して次のようにいわれた、「今の歌(巻十九、四一七三)の調子や内容から見ても、新考の説(d)の如く家持の妹の丹比家に嫁したのを指したやうに思はれる^{注6}」。これに対して、『万葉集』のなか

で家といった例は、大伴坂上家大娘、大伴田村家大嬢のごとく地名の下についてその家の所在を示したもので、南右大臣家藤原二郎(巻十九、四二六一左注)のごとく地名ではないが同じく位置を示したもの(これは北家に対する南家である)、右大臣橘家(巻六、一〇二四題詞)のごとく氏の下に記したものの、の三つのあることをいっただうえで、「京の丹比を奈良にある地名の丹比と見ることが出来ればそれもよいが、さういふ地名は聞かないから、丹比家は橘家のやうに、丹比氏の家と見るべきであらう」とd説の前半と同じ立場をとり、同説の後半およびb説等、人間関係を推測したものについては、「いずれも想像に過ぎない」として返けられたのは、鴻巣盛広氏であった。そして、氏は、文字(題詞)の示すところを順直に受けとって、「妹は丹比家の女郎であるが、集中に丹比女郎の名も見えない」と、c説と同じき見解を付加された。両氏とも、「丹比の家」を丹比氏の家とする点では、従来説と異なるものではなく、ただ、「妹」の判断において、森本氏はd説と同じく(ただし、氏は、妹が留京の女郎であるとはいっておられない)、鴻巣氏はc説と同じことと、大勢そのものは動かない。なお、近く、川上富吉氏も、鴻巣説を肯定して、「ふたしかな臆測をさしはさんでいない点を認めるべきである」とされた。これを要するに、b、c、d、eのいずれに肯定の軍配をあげるかということであって、本稿もまたその範囲で選択の決定を求められる。ただし、b、c、d、つまり、「丹比の家」||「丹比の家」とする見解に仮りに従っても、「妹」の実態を、b、c、d通りに受け入れるかどうかは、話がまた別である。eについても同様であって、「丹比の家」||「丹比という地にあった家」(eはこの形にしほろう)としても、「妹」を「留女という名の女性」と解するかどうかは、保証のかぎりでない。そのぎくしやくを生むところに、じつは本稿の立場があるのである。

まず、搦手から攻めていってみよう。すなわち、「丹比の家」とはどんな家かを正面から問うのではなくて、当該歌に歌われている「妹」とは誰か、をさきに問う方式である。それなら、「妹」とは、真実、誰なのか。

bは田村大嬢を提出していた。田村大嬢は、「大伴宿祢稻公、田村大嬢に贈る歌一首 大伴宿奈磨卿の女そ恋ひざらましを妹を見てもとなくのみ恋ひばいかにせむ 右一首、姉坂上郎女の作」(巻四、五八六)のあることから推して、一族大伴稻公の妻になったと考えられるから、「妹」||「田村大嬢」が成立するためには、大嬢が稻公と交渉をもった後に、何らかの理由で離別して、丹比家の某の妻になったという想定を認めなければならぬ。上記

坂上郎女の代作歌は、天平三、四年（七三二、七三三）の作と推定されているから、田村大嬢十四、五歳のときのことである。この年齢では、「何らかの理由」で容易に離別も離反も行なわれたろうし、第二、第三の恋も生じたであろうが、ただ坂上郎女がそれを容認したかどうか——坂上郎女のそのような家刀自的権限を後世のわたしたちが認めるかどうか——である。坂上大嬢も結局家持の妻に納まったのであるから、田村大嬢も稻公の妻として終始したと見る方が、大伴家の実情に即しているよう。田村大嬢は、その歌柄からしても、そう多感の女性ではなさそうに思われるし、坂上郎女の存在の重さを、やはり考えておきたいのである。だから、よしんば、「丹比の家」が丹比氏の家だとしても、その丹比氏の某に田村大嬢が嫁いでいたとするbの想定は成立しがたい。

次に、cの「丹比氏の女」。これは、本稿なりに整理する以前の段階では、雅澄が「二類の女」¹⁰「c」といい、鴻巣氏が「丹比家の女郎」といわれたところのものである。川上氏が賛成されたように、この説は一考に価する。というのは、冒頭に掲げた「丹比の家に贈る」二首の歌は、虚心に読めば、丹比の家、妹に贈るといふだけのこと、その妹が大伴家出の人間であるという徴証はまったくないのである。だから、この妹の候補に大伴家がわの人間を立てるのは、まさに「想像に過ぎない」として却下されるべき事柄に属する。にもかかわらず、本稿が、大伴家がわの人間と想定する諸説を性懲りもなく検討しようとするのは、川上氏の所論にも見られるように、家持がこのころ、「妹」をイモウトの意に使用する例歌を示していること、一層根本的には、家持の恋愛期間がすでにすんでしまっていることによるのである。もともと恋愛感情と、今流にいうガールフレンド感情とかボーイフレンド感情とかいうものとの差は微妙であり、ことに当時は、同性間の作品にさえ、対異性のそれにまぎらわしい感情表現を行なったものがまま見られるのであるから、冒頭所引歌を頭ごなしに、恋愛感情の歌であるまいとするのは、恋愛期間の終熄という、家持の全体の生とのかかわり方なおかつ、本稿が同歌を恋愛感情の歌であるまいとするのは、恋愛期間の終熄という、家持の全体の生とのかかわり方においてである。妻の来越が確認された後であるから（当該歌の直前、六日ないし四日の間に確認できる）他の女性に対して相聞歌を呈することはあり得ないと考えるのは失当で、そういうことの可能性をも認めなければならぬが、そのためには、家持の越中生活のここで、ある種の突然変異が起こったことを承認しなければならぬことになる。彼の全体の生の流れは、そのようにはなっていないのである。そして、川上氏がいみじくもいわれたように、「家持は妻

の坂上大嬢が京の母坂上郎女へ送る歌の代作（「家婦が京にいます尊母に贈るとして、詠へられて作れる歌一首并に短歌」（19四一六九〜四二七〇）と題する作品^{註11}）をしており、それと一緒に『京なる丹比の家の妹』へ贈る当面歌を作り託しているのである。妻の母宛の歌と同時に妻以外の恋愛関係にある女宛の歌と一緒に送付する無神経さは繊細な感傷詩人である家持にはあり得ないしわざであると考えられるからである。さきに記したように、妻が来越しているから他の女性に恋愛歌を贈ることはないという論があれば、それは首肯しがたい。人間は容易に突然変異を起こし得るからである。しかし、妻の母宛の歌と他の恋人宛の歌を同時に幸便に託すということは、「あり得ないしわざである」とわたしも考える。郵便制度の確立されている時代なら、妻の母宛の手紙と恋人宛の手紙を同時に投函するということはあるかも知れない。家持がそれをする、しないとは別にである。今の場合は、そんな制度化された時代ではなく、使者そのものが、相思者の行為に何ほどのニュアンスをもってかかわる時代である。被寄託者は無色ではない。そうした生活の条件下において、家持が「無神経」な対人関係の処理を行なったとは思われない。神経云々よりも、むしろ、家持の精神がそれを許さなかったとすべきである。妻が越中に来ていても、家持は他の女性に歌を贈ったかも知れない（恋愛期間が終わっていなかった場合である）。しかし、それを同一便に託す行為の荒っぽさと精神の不緻密は、家持に所属するものではなかった。わたしたちは、この辺に、家持の人間像の一つの定立を認めておきたい。なお、如上の論における、妻に「詠へらえて」の代作歌と「京の丹比の家に贈る歌」とが「一緒に送付」されたということに疑いをさしはさむ向きがあるかも知れないが、これは早く尾山篤二郎氏も、「それ（代作歌と一緒に京へ送る目的で」^{註12}）当該歌を作ったという見解を示しておられ、そのように解釈して不可なきものに思われる。制作日のひらきも、最大限に見積って六日であり、二つの間にはさまれている「二十四日……忽に霍公鳥の曉に鳴かむ声と思ひて作る歌二首」（巻十九、四一七二、四一七三）と、「丹比の家に贈る歌」の後に配置されている「追ひて筑紫の大宰の時の春の苑の梅の歌に和ふる一首」（同、四一七四）も、事のついでに京に贈られたのかも知れない。ともあれ、丹比の家の妹が恋愛関係にない女性だとすれば、そこに向かつてわざわざ歌を贈る以上、「丹比の家」なるものは、家持にとってきわめて近しい間柄の家であったとせねばならない。論が「丹比の家」そのものに及ぼうとするが、まだ検討しておかなければならない「妹」があるので、ひとまず説に関する筆をおく。

dは、家持の妹で、「留女の女郎」なる女性である。この「留女の女郎」は、諸本「留女之女郎」とあるが、類聚古集が「留京之女郎」に作る所から、論議がある。この語のあらわれるのは、「京師より贈り来る歌一首」（巻十九、四一八四）の左注と「京の人に贈る歌二首」（同、四一九七・四一九八）の左注とであって、前者は女郎より家持（夫妻）に贈った歌、後者は家持（夫妻）より女郎に贈った歌である。真淵などは早く「留女」の語に不審をいだいたものごとくで、「留女の女は郷の誤り上に本郷とも有し也さらはくに」と、むるかされと字のまゝにとむる女とよまんでも安かるへし都をくにとはいふへくもあらねはなり」といった。^{注13} 千陰もまた、「郷か京の誤なるべし」といい、井上通泰博士がこれを襲って、「留女は下にも留女之女郎とあれど留京の誤ならむ」といわれるに及んで、諸注多く従うに至った。が、一方、「二個所まで留女になっているのを、みだりに誤字とはしがたい」とする武田祐吉博士の説や、「留女」は「留宅」の誤と見る外はあるまい。「留宅女子」は巻四、（七二三）坂上郎女の歌の題詞に見えた。然し「しあたりは」、「刊本の訓のトドムルムスメノは誤としてもトドマレルムスメノと見るべきであらう。留妻の例も巻四に見えた。下の（四一九七・八）によると、此の歌は家持の妻坂上大嬢に贈られたものと見えるから、女は即ち大嬢の娘と見るべきである。大嬢の年齢は明かでないが、やや長じた女子の有ったことを否定する理由も存しない。その女子は家持の子ではあるまいが、それも当然あり得ることであらう」という土屋文明氏の新説もあって、まさに紛紛糾紛の観がある。しかし、公平に見て、「留女」としてとどめるべきであらう。たしかに「少し異様な用語」とは思われるが、武田博士が前記引用の個所につづいて、「留守の語は、一般に使用されているが、元来は天子が他に幸する時に、高官を留めて代って守らしめるをいう。これに依れば、一般の家に、女を留めて家を守らしめるのを留女と書いたのだろう。奈良の大伴氏の留守番に残した女の義と見るべきである」といわれたのを妥当な見解としよう。もっと根本をいえば、家持は、『文選』所載の謝惠連の詩によって、「留女」の語を新造したものと思われる。惠連の詩は、「西陵遇風猷康樂」と題されたもので、「其二」に「悽悽留子言。眷眷浮客心」の語句がある。「留子」は、いうまでもなく「後にとどまる人」。この場合は、謝靈運（康樂）である。武田博士は、前文につづいて「留子勿同独言婦」（玉台新詠卷九）をあげて、「この留子は、家に留まっている子で、妻のことである」と、女の方の例をあげておられるが、家持が仮りにこれを襲ったとしたら、そのまま「留子の女郎」と綴ったのではあるまいか。女から

女へと、語を変えることなしに心持が通じるからである。そうではなくて、男の例（『文選』の「留子」）から女の新用法（「留女」）へとワンクッションおいたところに、語のぎこちなさが生まれて来たものではあるまいか。「留子」の「留女」への転生は可能であったが、はなはだしく日本的漢語（国籍不明漢語というべきか）になってしまったということである。家持の造語にままた不熟なもののあることは、「所心」などの例によってもうかがわれ、^{注19}「留女」もまたその範類に属すべき一つであったのである。もし語感の異様という点だけからいえば、「留京の女郎」にしたところで、そうまっとうではないのであって、「留女の女郎」の一種舌足らずの新造語にむしろ、家持の女郎に対する親近感が認められるのである。

ところで、その「留女の女郎」とは誰であるのか。「京の人に贈る歌二首」の左注下細注によって明らかかなように、「女郎は即ち守大伴家持の妹なり」である。土屋氏が、前記所引文でこれを坂上大嬢の娘とされたのは、この左注ならびに細注について井上博士が、「留女は留京の誤なり。大伴の上に元曆校本に依りて守の字を補ふべし。大伴の下にも宿祿を補ふべし。若もとのまゝならば女郎以下は後人の追註と認むべし」といわれたのを襲い、^{注20}「此の伝へられる細注は従って、家持自らの筆録の縁起ではなく、後人のみだりなる補注と見て不可ないであらう」。よって信ずるに難く、「妹と断じたことも単に歌詞による軽率の如くに見られる」から、別途に人物を立てて不可なく、それは「家持の妻坂上大嬢の娘と考へるのが、最もよく歌の内容にも協ふ」という思議によってであった。話としてはまことに面白く、論議の筋道にも錯綜はないが、本稿はこれをとらない。「女郎者即守大伴家持之妹」の十一文字は、昭和の新案よりも歴史の重みを背負ってそこにあることを認めるからである。井上博士のごとく、「守」の字がなく、「宿祿」の字がないから「後人の追註」だというのは、古典は武断主義の危険にさらされてしまう。かかる態度もまた、本稿のとらぬところである。

「留女の女郎」は、家持の妹であった。そして、その女郎が「丹比の家」に嫁いでいたのであると説はいうのである。しかし、この論はおかしい。武田博士の所説にもあったように、家持が妹を京に留めて家を守らせたのは、必ずや佐保の宅においてであったに違いなく、他家に嫁がせたものを「留女の女郎」と称するとは思われぬ。「留守は、家持の佐保にある邸のそれである」ことを認めたらうと、「妹が前に出た丹比家に嫁していたとしても、それは

できる事柄である^{注27}」とする見解もないが、『万葉集』の用法の「留れる妻」（巻四、五〇〇題詞）、また「宅に留まれる女子」（同、七二三題詞）は、いずれもその家の人間がその家に留まっているのであって（前者は夫の家でなく、妻の家であってもよい）、他家からの借り者であったり、他家に嫁いでいるものを臨時にあてたというものではない。家を守るとはそのようなことであろうし、しかも、「留妻」、「留宅」の二つの事例は、ともに家持編纂と考えてよい巻四の記載にあらわれるものである。家持は、「留」の真義を十分心得ている。だから、同様の理——留守を守るとは、その家の人間がその家に行うのだということ——は、「歌日記」を形成する巻十九の場合にも適用されてよい。家持の妹は、ちゃんと大伴本邸にいたのである。「丹比の家」に嫁いでなどはいないのである。わたしたちは、こうして、d説をも否定しなければならぬ。

残るはeである。e説の「妹」は、「家持の妹」で、「留女という名の女性」である。彼女は嫁いではいず、「丹比の家と西の宅とがどうしても一つのものらしい」大伴家の一宅で、留守を守っているのである。いや、e説の場合は、留守を守っているというのには当らず、ただ「丹比の家」Ⅱ「西の宅」にいてということになる（西の宅については、別考がある。もとより丹比の家と同じではない）。だが、この説には一つの大きな落とし穴がある。それは何か。

e説は、はじめの部分で、巻十九、四一七三・同、四一八四・同、四一九七・四一九八の三歌群四首を「これ」と一括し、同一種類の作品として取り扱っている。じつは、ここに根本の誤りがある。本稿が「これ」の下にかっこを付して、三歌群四首の歌番号を記入したのは、引用の便宜上したことで、e説の実際の文章は、三歌群四首の作品を並べたあとで、「これで見ると」という具合につづいている。結果としては同じことであるが、心意のニュアンスに微妙の差がある。そこで、論者の趣旨を一層よく理解するために、と同時に、本稿の主張をより正確に伝えんがために、e説の当該箇所を原著の形に復原して左に掲げることにする。

「三月二十日より廿七日までの歌の間に、家持は坂上大嬢が京の母坂上郎女へ送る歌の代作をし、それと一緒に京へ贈る目的で京の丹比の家へ送る歌を作っている。

贈三京、丹比、家二歌一首（A）

妹を見ず越の国べに年経れば吾が情どのなぐる日も無し（巻十九、四一七三）

ところがこれと行き違ひに四月五日京から消息を受け取った。

従三京師一贈來歌一首(B)

山吹の花執り持ちてつれもなく離れにし妹を忍びづるかも(四一八四)

そこで九日から十三日の間にこれに対する返歌の代作をしてゐる。

贈三京人一歌二首(C)

妹に似る草と見しより吾が標し野辺の山吹たれかたをりし(四一九七)

つれもなく離れにしものと人は云へど相はぬ日まねみ念ぞ吾がする(四一九八)

右、為贈留女之女郎三所詠家婦一作也。女郎者即大伴家持之妹。」

一見、何の変哲もないかに見える。だが、本当にそうであろうか。

三者のうちC(A、B、Cの符号は、筆者が、便宜、補入したものである)がBに応えたものであることは、Bの「山吹」また「つれもなく離れにし」の語を、Cが、その第一首、第二首において分け用いていることよって知られる。

「花」(B)の「草」(C)への転換もこの範囲のことで、贈答歌のいわば常套である。しかし、Aは、B・Cとは何の關係もない。強いていえば、京に贈ったという共通点(A、C)をもっているくらいのものである。「ところがこれ(A)と行き違ひに四月五日京から消息を受け取った」と、e論者は、左注さえないAをB・Cの関連のなかに組み込んで、一つの物語の部分にしてしまっているのである。ここに「丹比の家」が「留女の女郎」と習合してしまう落とし穴がある。論者としては、ごく自然な先断があつてそうなのであろうが、それだけに読者の方は、仮定・仮説の明示もなしにいきなりこのようにいわれてしまうと、ことばの魔術にかかつて、ごく当り前のことのように、そこを素通りしてしまう。わたしたちは、ここで、きつと立ちどまらなければならぬ。繰り返すことが、Aはもともと、B・Cとは何の關係もない歌である。家持が「丹比の家」に贈った、それだけの歌である。念のために、

A 家持↓丹比の家の妹

B 留女の女郎↓坂上大嬢

C 坂上大嬢(家持代作)↓留女の女郎

D 家持↓丹比の家の妹

のごとく摘記してみると(新しく付加したDは、冒頭にAとともに掲げた無題歌である)、A(Dも)が、B・Cとは無関係な秩序を示していることがよくわかる。なお、丹比の家の妹の方は、「京の丹比の家に贈る歌一首」(A)、「右の一首は、京の丹比の家に贈れり」(D)のごとく、「家」を表立てた言い方になっているのに対して、留女の女郎の方は、「京師より贈り来る歌一首 右は、四月五日に、留女の女郎より送れり」(B)、「京の人に贈る歌二首 右は、留女の女郎に贈らむが為に、家婦に詠へられて作れり」(C)のごとく、「人」を中心にした記法になっていることに注意したい。これがもし同一人物であるならば、わざわざ呼び方を変える必要はない(家持には、同一人物を称呼を異にして呼んだ例はない)。「家」を表立てるのは、そこに意識すべき家があるからであり、「人」を中心にとらえるのは、当然あるべき家²³ことさらに意識にのぼす必要のない家(佐保の本邸である)のなかに彼女がいて、同一家族(今は越中と奈良とに別れているが)の一人として彼女が存在するからである。丹比の家の妹と留女の女郎とは、あくまで別人である。以上のような点から見ても、「行き違ひに云々」は、物語的仮想に過ぎないことが諒解できる。

ところで、Aは、「夫婦関係ではなく、親族関係らしい」という推測があるように(この推測は、無論、Dにもあてはまる)、「丹比の家」に嫁していた一族の女性に贈られたのであろう。一族の女性——、これはやはりこう判ずべきで、その理由については次下に述べるが、当時は、性別を越えて、友人、親類、縁者にでも、当該歌のような感情表現を行なうのは普通であったから、この歌の内容をもつて、相手を恋愛関係にある女性と考える必要は少しもない(前述)。また、そうかといって、この女性を留女の女郎ときめてかかるいわれもさらさらない。自分が留女として京にとどめて来た妹に向かって、「妹を見ず越の国辺に年経れば」などというのは、真情の披瀝よりはむしろ、滑稽感を催すちぐはぐなことになってしまう。この「妹を見ず越の国辺に年経れば」にしろ、無題歌の「いや千重しきに恋ひ渡るかも」にしろ、こうした物言いは、留女を命ずる、依頼されるなどという直接の結びつきのない、だが、忘れがたく親愛感を覚えるといった類の女性に対する歌いかけである。では、それは何びとかということになるが、これは結局、不明というしかない。坂上二嬢のごときは、もっとも有力な候補者たり得るが、これまた、「大伴宿祢駿河鷹、同じ坂上家の二嬢を娉ふ歌一首 春霞春日の里の植子水菖苗なりといひし枝はさしにけむ」(巻三、四〇七)やその他の作

品（巻八、一四三八。また、巻三、四〇一・同、四〇二）から推して、一族の駿河麿に嫁したものと思われるので、後の離別を認めないかぎり、その想定は成立しない。にもかかわらず、彼女が候補にのぼるのは、客観的諸条件がよく適うからである。すなわち、大嬢が母の坂上郎女に歌を贈るといので、家持が、大嬢の妹であり、かつ自分の従妹でもある二嬢に歌を贈ることを思いつく、ということは十分あり得るわけであり、その際、二嬢が坂上郎女のもとにいたのであれば、ことさら別々に贈る必要はないが、彼女は丹比家にいるので、歌は別途に作成された、という具合にある。また、贈歌の相手が二嬢であれば、大嬢としても感情的にわだかまりはあるまいし、二つの歌が同一人に託されることのもっとも自然な条件が得られるのである。万分の一にも、駿河麿との後の離別を認めれば二嬢説は成立しよう。ともあれ、二つの歌の同時付託ということが、さしさわりなく行なわれるためには、その歌の受贈者が、家持にも大嬢にも、そして、おそらくは在京の坂上女郎にさえも、こだわりなく受け入れられる人物であることが必要である。とりわけ、来越後まだ日の浅い大嬢の感情的同意は、何にもまして不可欠である（彼女は送付歌を見るはずである）。そうだとすれば、それは、大伴一族の、それも彼等、にかなり近い関係の人間でなければならぬ。かかる観点の提出は、従前の叙述とのかかわりからいえば、「妹」は丹比氏の女なりとするC説を否定することになる。C説は、諸説のうち、もっとも穏当な考え方ではあるが、大嬢の同意を諒解するための積極的立証性に欠ける。「丹比氏の女は、家持卿の類にぞありけむ」というのは、今の場合、常識論の域を出ない。その類が、大嬢の同意をくぐりぬけることが肝要なのである。大嬢がクサンチッペの徒であったとは絶対に思わないが、人間のその折々の心意のゆらめきに思いを致すことを、わたしたちはいつの場合も忘れるべきでない。一片の情痴は歴史を左右しさえする。今はそれほど重大事ではないが、そこに呼吸するものが依然として男であり女であることは、わたしたちの歴史解の基礎理念に論なく触れて来る。「丹比の家の妹」もまた、その観点から照射があてられなければならない。――

「妹」は家持夫妻近親の一人である。

e 説の「妹」の検討を終わるに当って、なお付記すべき一つの事柄がある。それは、e 論者が、「留女といふのは旅人卿の晩年の子であったから打止の積りで付けた字であらう」と述べておられる点である。たしかに近世以降において、もう女の子はたくさんだという気持から、留女とめおんな式につけた類似の名前はいくつかある。現に筆者の知人にも

留女るめという名の女性がいる。また、古代においても、右のような意味をこめてかどうかはわからないが、この名の女性がいたことは、『続群書類従』所収の「中臣氏系図」に、「母大織冠藤原内大臣女斗売娘」と東人の母が注されていて、例となる。また、東人の弟の清鷹の条では、「母左大臣正二位多治比志麻呂真人女阿伎良」と書かれており、この「阿伎良」は「斗売娘」と対照されるべきものであろうから、「斗売娘」はアキラに対するトメラかも知れないが、固有名詞に厳密な対照は意味がなく、やはり、「斗売娘」はトメノイラツメ、トメノヲミナ、またはトメノヲトメなどと読むべきなのであろう。川田順氏は、「女郎又は郎女とは既婚の婦人を意味し、それは現に良人の居ると、寡婦になつたのも含まれてゐる」^{注25}といわれたが、既婚、未婚には関係なく、「一般に『をとめ』より、身分、才能、人格などの点ですぐれた女性に対して用いられる」という解もあり、必ずしも用法を限定し得ない。『日本書紀』の編者が、郎子らうこに対して郎姫らうひめの文字を工夫しているの^{注26}なども、既婚、未婚には関係なく、一般的親称(敬称)とすべきである。「中臣氏系図」の作成者は、客観的注記であるがゆえに「斗売娘」(名前+敬称)と書いたのであるが、家持が自己の妹を筆にのぼす場合、かかる書様をとるであらうか。たとえば、弟について、書持郎子と書くであらうか。男性の表記は女性とは違うから例にならないとすれば、大嬢、二嬢はどうであらう。これらは、上の娘、下の娘という一般的呼称であつて、字ではない。田村の家の大嬢も同様である。もし坂上大嬢の名前が斗売だとしても、家持は自分の妻のことを斗売郎女とは書かないであらう。それが節度というものである。少し趣は違うが、家持は、大伴卿とは書いているが、旅人卿とは書いていない。呼称(名前)の表記における心遣いが読みとれる。こうしたことをあれこれ勘案すると、留女はやはり字ではなくて、一般造語・普通名詞であると判せられて来る。留守宅の番人を命じた妹いもうと君、家持はこんな気軽な親しさで「留女の女郎」の文字を遣つていたのである。

さて、以上、b、c、d、e各説における「妹」の実態を見て来た。結局、落ちつくところは、諸説のいずれが示したものでなく、大伴家から嫁いでいった女性で、「家持夫妻近親の一人」ということである。そのことを承認したうえで、いよいよ戦法を大手からのそれに切り替えなければならぬ。「丹比の家」とはいかなる家であるのか。

鴻巣氏は、この問題に関連して、『万葉集』のなから丹比県主、同乙鷹、同国人、同鷹主、同土作、同屋主などの名を拾ひ出し、結句、「そのいづれとも分き難い」^{注28}と述べておられる。『万葉集』には、このほかに、丹比笠鷹が見

え、丹比真人、また丹比大夫と記された人物もいる。真人なる称号は、天武十三年(六八四)制定の八色の姓において最高位を占めるもの。また、丹比真人氏は、『新撰姓氏録』(右京皇別)に、「多治真人 宣化天皇皇子賀美惠波王之後也」とあるように、惠波王の孫多治比古王が臣籍に下って多治比公を称し、その子志摩(嶋)のときに真人を賜わったのである。^{注29} その姓の真人のみを付して、丹比真人と記された右の人物には、県守があてられたり、笠磨があてられたりしているが、明らかでない。^{注30} 結局、「奈良初期の人物に、嶋の子に池主、県守、広成、広足があり、他に丹比真人笠磨呂もみえるから、その何れかであろう」ということになるうか。しかし、このほかに、『公卿補任』が嶋の子とする水守があり、家持が宮内少輔に任じられたときの前任者と認められる多治比木人がいるから、これらをも丹比真人の候補者のなかに加えるべきであろう。また、大夫は、四位、五位の人に対する敬称で、この大夫は丹比真人とあった人物と同一人かといわれるが、^{注32} これまた推測の域を出ない。以上のうちで大伴家に関係ありと認められるのは、旅人が、神亀五年(七二九)二月、「大式丹比県守卿の民部卿に遷任するに贈る歌一首」(巻四、五五五)を作っている県守、天平十二年(七四〇)十月の伊勢行幸時、家持が鹵簿陪従をともした屋主、また、諸兄に近く、後、天平元年(七五七)七月の奈良麿の叛に坐して流刑にあった国人、同じき陰謀に与して獄死したかと思われる鷹主、それに、さきに説明を加えた木人、の人びとである。このうち、その子息の妻が、天平勝宝二年(七五〇)現在で家持から歌を贈られるような年恰好の人物といえ、これは県守をおいてはない。当の県守は天平九年(七三七)六月、当時猖獗をきわめた疫瘡に倒れて世を去っていたが、旅人とは昵懇であったから、両家の間に姻戚関係が生じていたとしても不自然ではない。また、屋主を県守の子と見なすことが許されるならば(川上氏は、丹比氏系図を作成して、そのように扱っておられる)、天平十二年(七四〇)十月、「藤原朝臣広嗣謀反して軍を発せるによりて、伊勢国に幸しし時」の歌(巻六、一〇二九—一〇三六)のなかに、唯一人、屋主の名前が見えていて(大伴家では家持のほかに東人のみ)、家持と親しかったと思われるから、やがて生じた「姻戚関係」の相手は、屋主であったかも知れない。

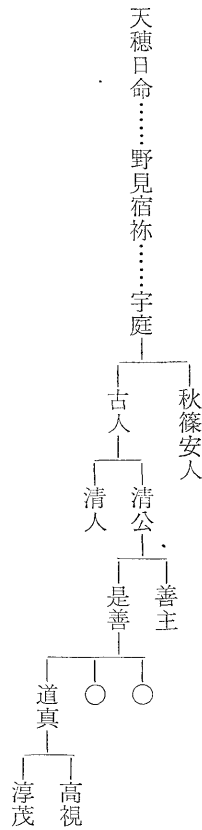
だが、と、わたしは、初一步に立ちかえって考える。丹比は本当に氏なのであるうか。b、c、dはすべて、そうだとしていた。ただ一つ、eだけが、地名を考案に入れるべきことを示唆していた。鴻巣氏も、奈良に丹比という地名があればよいが、「さういふ地名は聞かないから」と、次善の案に従って、氏であろうとされた。結論をさききい

と——といって、本稿は長い予備段階を従前に通過して来た——、これは、やはり、地名であるとわたしは考える。判断の基礎となるものは、家持の「——の宅(家)」という表記には、一定の型が認められることである。鴻巣氏も(注7)を結論づける過程で多少触れておられたが、今はそれとはかかわりなく「一定の型」なるものを考えたと、それは、「地名十宅」型(α)と「官職名十人名十宅」型(β)との二つに分けられる。 α 型は、「佐保の宅」、「西の宅」、「京なる(荒れたる)家」、「寧楽の宅」、「平城の(旧き)家」、「坂上の家」、「田村の家」のごとく書記されるものである。このなかには、家持の作品の題詞また左注でないものも混じっているが、いずれも大伴家関係の作品で、家持執筆はまづ間違いない。また、「西の宅」は、即地名ではないが、「佐保の宅」に対して「西の宅」であるから、当然、地名の概念を含んでいる。 β 型は、「兵部少輔大伴宿禰家持の宅」(巻二十、四四四—四四四四題詞)のごとく綴られるもので、自宅以外のものが多く、掲出例をも含めて十三例が数えられる(巻六、一〇四〇題詞・巻十九、四二八—四二八四題詞・掲出例・巻二十、四二九八—四三〇〇題詞・同、四四四六—四四四八題詞・同、四四四九—四四五一題詞・同、四四五四題詞・同、四四七二—四四七三題詞・同、四四七五—四四七六題詞・同、四四八一題詞・同、四四九二題詞・同、四四九六題詞・同、四五—五五題詞)。なお、当然、 β 型に含めるべきものに、「左大臣橋家」(巻十八、四〇三—四〇三五題詞)、「左大臣橋朝臣の宅」(巻十九、四二六九—四二七二題詞)、「左大臣橋の家」(同、四二四—四二四二題詞)、「大納言藤原朝臣の家」(巻二十、四二九四左注)、「大納言藤原の家」(巻十九、四二四二題詞・同、四二六八題詞)があり、 β 型に准じて扱うべきものに、「安倍虫麿朝臣の家」(巻六、一〇四二題詞)、「(掣)南右大臣家」(巻十九、四二四—四二四二六左注)、「内相の宅」(巻二十、四五—四四四題詞)、「河内国伎人郷の馬国人の家」(巻二十、四四五七—四四五八題詞)のごときがある。最後のもののうち、「(掣)南右大臣家」には地理的觀念が混入しているが、基底は β の官職名型であることは疑いが無い。以上、 α 、 β 二つの型を通じて知り得ることは、前者が家(family)を中心にしてのとらえ方であるのに対して、後者が個人(唯一官僚社会であるから、官職名を帯びた個人である)を中心にしてのとらえ方であるということである。このように、分明に二つの型を定置することのできる場合、当該「丹比の家」の所属如何ということになれば、これは論なく α 型に包含せしむべきものであろう。

「丹比の家」の「丹比」は地名である。ただ、「京の丹比の家」として使用されているその用に即していえば、これ

は地名そのものではなくて、地名に出来した代用呼称であろうと思う。いう意味は、「京の丹比の家」は、「奈良の丹比の地にある家」ではなく、「丹比の地から出て、今、奈良に居を構えているその家」ということである。それなら、もとの丹比の地とはどこかというところ、「和名抄」に河内国の郡名としてあげられている「丹比（太知比爲丹、南爲丹比）」がこれであり、以下の叙述との関連で一層限定していえば、同郡に所属する十一の郷中の「土師」が中心的役割をになう（ただし、土師郷は、後に述べるように、その東に接する志紀郡にまで及んでいるから、実際の考察に当っては、丹比・志紀両郡の土師郷を包括して視野のもとに置くべきである）。なぜそのように判断されるかというところ、菅原道真の母が伴氏であるという事実にかかわっている。この、道真と大伴氏との関係に着目すべく示唆を与えられたのは石井庄司博士であって（と云って、博士は「丹比の家」のことに触れておられるわけではないから、本稿の考察が失当である場合は、その責めは一に懸かって筆者にある）、博士は私信（昭和四十九年二月十一日付）をもって、京都北野天満宮の神前左に「伴氏社」というのがあり、菅公の母を祀っているが、わたしはかねがね菅公の母も伴氏ではないかと思っている旨を教示された。わたしは早速北野天満宮に赴いて同祀を拝したが、その伴氏社は、正面参道の三番目の鳥居の左側にあって、「菅公母君を祀る。貞観十四年一月十四日薨去」の立札を立てている。この菅公母君のことは、坂本太郎博士も、「道真の母は伴氏（とも）である。この人は是善に先だつて、貞観十四年（八七二）正月十四日に歿した」と書いておられ、注33『尊卑分脈』にも、「菅家」の左注に「母伴氏」とあって、石井博士の推測は適中している。この母のことは、『三代実録』貞観十四年正月二十六日の条に、「以正六位下行少外記大春日朝臣安守爲存問渤海客使、以下少内記菅原朝臣道真丁母憂去職也」と見えており、また『拾遺集』に、「菅原の大臣かうぶりし侍ける夜、はくのよみ侍ける。久かたの月のかつらもをるばかり家の風をもふかせてしがな」（四七三）の作があって、家風の顛揚を念願した、いかにも道真の母らしい母であることが知られる。なお、参考までに、次の一文をも引いておこう、「道真の母は伴氏の女、もとの大伴氏、淳和の諱を避けて大を除いて伴朝臣と称した。氏長者は国道、参議にもなった家柄だが、国道の子伴善男が、道真の二十二歳のときに応天門放火事件をおこして追放された。勅撰詩集に姫大伴氏というものが見えるが、この女性詩人とのかわりは明らかでない。彼女が道真を生んだ年は、是善の十歳下とすれば二十四歳あたりであったであろうか。注34」さて、わたしたちは、道真の母が伴氏であるという事実から、ある種の逆推を行なうことになる。菅原氏の系図を

『菅家御伝記』、『尊卑分脈』等によって示すと、



のごとくであって、道真は是善の第三子である。兄たちの名はわからない。父是善、祖父清公は、後に道真がそうであったように、ともに文章博士に任じている。さらに遡って、清公の父は古人である。古人は桓武天皇の侍読になった人であるが、この人のとき、願い出て菅原氏を名告った(請願時は遠江介従五位下)。それまでは、土師氏であった。この土師氏より菅原氏への改姓の請願文は『続日本紀』に載せられていて、天徳元年(七八一)六月二十五日に聴許になっている。土師氏はもと天皇の喪葬のことを掌った家柄で、かたわら、その氏の名が負っているように、土師器の製作を世業とする土師部を率いる伴造であった。^{注35} 土師氏にはすべて四流があり、一流名を失して、菅原朝臣、秋篠朝臣、大枝朝臣(これは桓武生母高野新笠の母の家である毛受の流れである)が『新撰姓氏録』(右京神別)に見える。菅原の氏名は、その居住地の菅原(平城京右京三条二坊あたりの菅原の里で、現在の奈良市菅原町。式内菅原神社が氏神として鎮座し、菅原寺〔喜光寺〕も奈良時代以来の古寺として存在する)の地名をとったものである。そして、そこに、『大和志』が、「土師氏第^{在菅原村}、^{光仁天皇}時土師宿禰^{古人居此}」と記すように、古人の邸宅があったのである。このことを、わたしたちは、強く記憶にとどめなければならぬ。なお、この一族の盤踞した土師郷は、右のほか、河内志紀郡、同丹比郡にもあったことが『和名抄』によって知られ、なお『新撰姓氏録』(各神別)には、土師宿禰、または土師連が、右京、山城、大和、摂津、和泉などにいたことが記されている。このように広く繁衍した土師系氏族のなかで、もっとも中心的な存在であったのが、右に記した河内丹比郡・志紀郡のそれであったと思われる。今日、土師氏の氏寺であった道明寺が藤井寺市道明寺(河内内志紀郡土師里)の地に遺存し(門前に古代窠業の遺址を伝える)、道明寺の西に接して土師里^{はじり}の字

名(町名は沢田)を残していることなどが、その推測を裏づける。丹比郡は、さきに『和名抄』の文言を引いたように、丹南と丹北とに別れており、今、松原市に丹南の町名が、藤井寺市に丹北小山の町名があることから推すと、ほぼ両地を東西に結ぶ線を境目にして、丹南は羽曳野市西部(同市植生野がある)・南河内郡美原町・同狭山町を含む地域、丹北は松原市から堺市東部(土師町がある)に及ぶ地域が、それぞれの旧地にあたるものようである(藤井寺市は大体として志紀郡)。

ところで、わたしたちは、ここで、道明寺の寺号が、道真の別号道明にちなむものといわれていることを想い起こそう。今、参考までに、道明寺についての一、二の解説を掲げてみると(叙述の都合で、多少、文章の配置をアレンジする)。「古く土師氏の莊地で、聖徳太子河州尼寺建立の際、土師八島連その宅を寺となし土師寺と称したに始まり、九四一(天慶四)年蓮土山道明寺と改称。のち土師神社の氏寺となり、菅原道真の叔母覺寿尼入寺し、道真もたびたび來寺して安居し、また筑前左遷の際ここに訪ねて惜別した。真言宗京都御室仁和寺末。本尊十一面觀音は一八九九(明治三二)年指定の国宝」^{注37}。右の道明寺改称の条を、別書は、「天慶四年、傍に社殿を営み、其像(道真が左遷の際に遺した影像)を移祀す。時に道真の一名道明に因み、現称に改めたり。今の道明寺天満宮(土師神社)是れなり」と書く^{注38}。道明寺天満宮(土師神社)は、現在、道明寺の左手五十米ほどのところにあるが、明治政府の神仏分離政策以前は道明寺の境内にあったので、別書の解説が生きているのである。つまり、天慶四年に土師寺が道明寺と改称し、同時にその境内に鎮守として道明寺天満宮が営まれたということである。このような来歴をもつ道明寺の存在は、右の(注37)解説文に見られたるとき同寺と道真との関係を通じて、河内本郷と大和抛地との間に不断の交通をもっていた土師氏の実態を浮き彫りにする。土師氏の河内から大和への本格的な分散移動は、おそらく河内政權の大和進出時であると思われるが(大和高市郡に菅原氏の山莊があったこと^{注39}、こうした推測の一つの拠り所になろう)、奈良遷都に際しての彼等の活躍にも目覚しいものがあった、二次、三次の移動のごときも行なわれたであろう。杉山二郎氏は、平城宮造営について述べた文章のなかで、次のようにいっておられる、「和銅二年一ぱいは宮地の整地にいやされたらしい。正月九日の十五人ほどの叙任記事がある。大神朝臣安麻呂、土師宿祢馬手、多治比真人水守、土師宿祢甥、笠朝臣長目、大春日朝臣赤兄、調連淡海、椋垣忌寸子人らの名前をみていると、整地、土木事業担当者の叙任のようにおもわれる。八月二十八

日、九月五日、十二月五日とその事業の進行状況視察のための平城京巡行がつづいている。平城宮の地が奈良山丘陵の麓にひろがって、有名な『うわなべ』『こなべ』古墳を中心とする秋篠、菅原系土師族の勢力をはる地域だったので、その整地にしばしば墳丘破壊がおこっていた^{注40}。墳丘破壊のことはともかくとして、このころ、土師系一族の人物とは、文字通り、土を得た土木の家の面目を發揮していたのである。

大和、また奈良へと及んで来た土師氏の叙述をここで打ち切って、筆をもう一度河内へもどそう。そして、大伴氏の本貫が河内、摂津であるその事実を目を向けよう。そのとき、わたしたちは、次のことに気づく。すなわち、土師氏の根拠地丹比、とりわけ丹北が、東に志紀を、西に住吉をひかえていて、大伴氏所領の間にすっぽりとはさまれた恰好になっていることである。東が志紀に接することはさきにもいったが、同郡拜志郷（現在、藤井寺市林）には、大伴氏の氏神たる式内伴林氏神社が鎮座する。また、西隣の摂津住吉郷は、大伴氏本貫の中心地とも考えられるところである。このような地理的状況から推測すると、同じく大伴氏所領に隣接して存在した紀氏が代々大伴氏と親しかったように、丹比郡在住の土師系族と大伴氏との関係も、また隣人の深き情誼に結ばれたものであったろうと思われる。たまたま道真の母が伴氏の出であるという一証が示されたが、遡っての古き世代間の交流も、それに准じて考えて大過なからう。そして、この「古き世代」を家持の時代にまでもち来たすと、土師氏はちょうど古人の時代である。古人の父の宇庭は生没が明らかでないが、その子の秋篠朝臣安人が天平勝宝六年（七五四）に生まれた^{注41}というから、おおよその年代はわかる。すなわち、これまた家持相当であって、家持は宇庭、古人のころの土師氏と交渉をもちもったのである。古人が改姓を請願して聴許された天応元年（七八一）は、家持が母の憂によって解任の後、左大弁兼春宮大夫に復した年で、この二人は、このあと数年を生き長らえて、ともに延暦四年（七八五）に没している。古人の死没は明記があるわけではないが、『続日本紀』延暦四年（七八五）十二月二十三日の条に、「故遠江介従五位下菅原宿祢古人男四人、給衣粮令勤營業、以其父侍読之勞也」とあるところから、右のように考えられる。家持の死は、この年八月二十八日である。二人は顔を合わせたことがあったろうが、身分が違うから、普通であれば、そう親しい間柄にまで至ることはなかったであろう。普通であればとは、姻戚関係になければということである。といって、姻戚関係にあったといっているわけではなく、道真の例からして、そういう可能性があるというまでである。し

かし、前述のように、菅原の里に古人の邸宅があったということは、「丹比の地から出て、今、奈良に居を構えているその家」という条件にびたりと一致はすまいか。そして、家持の身近のある女性が、古人家の一員になっていたという想定を可能にしはすまいか。その家が、在越中の家持から目して、「京の丹比の家」と呼称されるべきものであったのである。本稿は、それを代用呼称といった。奈良の居宅を、旧地をもって代用させる呼び方である。大伴家の人たちは、この呼法に従って、「丹比の家」、「丹比の家」と呼びならわしていたわけである。卑近な例をもっていえば、信州出身のそば屋が、江戸の真ん中で信濃屋を呼称するがときであって、ただそれが自称ではなく、親戚同士間における親称であったということである。本家、分家が、おたがいに「佐保の家」、「坂上の家」、「田村の家」と呼び合ったように、本家縁辺の一旧家を「丹比の家」と呼んだのである。それはまさに、右京三条二坊、菅原の里に存在した。そして、すでに記したように、それが北越の異地から指呼されたがゆえに、「京の丹比の家」であったのである。

注1 北村季吟『万葉拾穂抄』。

2 契沖『万葉代匠記』。

3 鹿持雅澄『万葉集古義』。

4 井上通泰博士『万葉集新考』第七。

5 尾山篤二郎氏『大伴家持の研究』。

6 『万葉集総釈』第十。

7 『万葉集全釈』第五冊。

8 「贈京丹比家歌」二首考——家持の係累をめぐって——（大妻国文第二号）。以下、氏の所論に触れる場合は、この論文をさす。

9 土屋文明氏『万葉集年表』。

10 川上氏は、家持使用の「妹」の語を、「恋愛の対称として」、「兄弟愛として」の二つに分けて考察し、後者の例として巻十九、三九六二・同、三九六四・巻十九、四一九七をあげておられるが、三九六四の妹は明らかに妻をさしたものである。

また、四一九七の妹は、兄妹とか姉妹とかの、いわゆる排行の妹ではなくて、「女同士の代名詞としてのもの」（窪田空穂氏『万葉集評釈』巻第十九）である。ただ、この歌は坂上大嬢から家持の妹の留女の女郎に贈られたものであるから、気分

- 11 このところ、歌番号が「19 四一六六〇四一六七」となっているが、これは誤記であろうから訂正した。
- 12 『大伴家持の研究』。
- 13 『万葉考』十九。
- 14 『万葉集略解』下巻。
- 15 『万葉集新考』第七。
- 16 『万葉集全註釈』十二。
- 17 『万葉集私注』第十九卷。
- 18 沢瀧久孝博士『万葉集注釈』卷第十九。
- 19 拙稿「『独』の世界」(『万葉歌人の美学と構造』所収)。
- 20 注15に同じ。
- 21 注17に同じ。
- 22 窪田空穂氏『万葉集評釈』卷第十九。
- 23 注16に同じ。
- 24 注3に同じ。
- 25 「大伴家持」(『万葉集大成』10所収)。
- 26 小学館『日本国語大辞典』第一卷。
- 27 景行二年三月の条。
- 28 注7に同じ。
- 29 『三代実録』貞観八年(八六六)二月十一日の条。

としては「姉妹愛」を認めていいであろう(「気分としては」というのは、語としては、女性同士的一般親称と解すべきものだからである)。だから、「兄妹愛」の実例は三九六二だけということになるが(これとて、家持が自分の子供たちを客観的に「妹も兄も」「女の子も男子も」といつているのであって、兄から妹への親愛の歌ではない)、このころ家持が生活感情として肉親恋しさの念を披瀝していることは間違いないから、その観点をここに導入することは許されよう。語のイモウトの使用の傾向に加うるに生活感情の方向をとらえたい。

- 30 「古義には丹比懸守かと云へど疑はし。或は笠麻呂か。卷十五の丹比大夫も同一かと思はるれど暫く三者（卷二、二二六・卷八、一六〇九・卷九、一七二六）を別々に掲ぐ」（沢瀉久孝・森本治吉博士『作者類別年代順万葉集』）。なお、『万葉集古義』は、懸守の名をあげて、その略歴を掲げている。
- 31 竹内理三博士、外『日本古代人名辞典』第四卷。
- 32 注30所引文参照。
- 33 『菅原道真』。なお、引用文の貞観十四年はAD八七二であるが、坂本博士は七九五（これは延暦十四年）と誤記されているので、これを訂正した。
- 34 岩波書店『日本古典文学大系』『菅家文章菅家後集』解説（川口久雄博士執筆）。なお、引用文中の「勅撰詩集」は、『文華秀麗集』をさす。
- 35 坂本太郎博士注33所引書。
- 36 道明寺が土師氏の氏寺であったことは、石田茂作博士が、「名ある氏族は、競って氏寺を建立するようになった」なかの一つとして、「土師氏の道明寺」（『東大寺と国分寺』）と記されていることによっても明らかである。
- 37 河出書房『日本歴史大辞典』7。
- 38 名著刊行会『日本社寺大観寺院篇』。
- 39 注34に同じ。
- 40 『大仏開眼』。
- 41 『公卿補任』延暦二十四年（八〇五）の条。ただし、『尊卑分脈』菅原氏系図には、「弘仁十年（八一九）正月十日薨七十七歳」とあって、差がある。これによれば、天平勝宝二年（七五〇）の生まれとなる。今、仮りに前者に従う。